

## 杵築市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

### 1 目的

本要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぶ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し、施設の募集について必要な事項を定めるものとする。

### 2 募集施設

市内の民間施設等

### 3 指定の要件

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 適当な冷房設備を有していること（定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備）
- (2) 大分県内に熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒アラート）※が発表されたときは、あらかじめ公表している日、時間帯及び受入可能人数の範囲で、当該施設を市民等に開放できること。また、自由に出入りが可能であること。

#### ※熱中症特別警戒情報

都道府県において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合に環境省が発表するもの。  
大分県：大分、犬飼、佐伯、蒲江、宇目、竹田、湯布院、玖珠、日田、院内、中津、豊後高田、国見、杵築（全14か所）

- (3) 市民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保できること。（施設の規模に関わらず、当該施設が受入可能人数に応じた滞在可能な空間が適切に確保されていること）
- (4) 市と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、その内容を履行できること。

### 4 指定の努力要件

3の要件以外に、次の要件を満たすよう努めるものとする。

- (1) 休息できる椅子やソファ等が設置されていること。
- (2) 避難（休憩）者の熱中症予防のための飲食を可能とする（または場所を指定する）こと。
- (3) 給水施設又は飲料水を提供できる設備があること。

- (4) 当該施設の出入り口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示した掲示物等が掲示できること。
- (5) 人員体制の条件はないが(店舗・施設の場合は、通常業務の範囲の中で、救急対応等を行っていただく等)、施設の管理・運営の観点から、開放時間中は施設の職員や警備員が常駐していること。
- (6) 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握すること。

## 5 応募方法

杵築市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)申込書(別紙1)に必要事項を記入し、電子メールで杵築市市民生活課生活・自然環境対策係へ提出してください。

## 6 申込先・問合せ

住所 〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1

担当 杵築市市民生活課 生活・自然環境対策係

電話 0978-62-1807

電子メール seikatu-kankyoku@city.kitsuki.lg.jp

## 7 申込開始日

随時受付

## 8 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、4月第4水曜日または指定を受けた日から10月第4水曜日までの期間で、公表している日及び時間帯とする。

## 9 その他

- 申込書を受付後、要件等の審査を行い、市が適当と認めた場合に協定書を締結し、クーリングシェルターに指定します。当該施設管理者又は市のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受入可能人数は、市ホームページ等を通じ公表します。
- クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受入可能人数に変更があった場合又はクーリングシェルターの指定を取り下げる場合は杵築市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)変更・取下げ届出書(別紙2)に必要事項を記入し、電子メールで杵築市市民生活

課生活・自然環境対策係へ提出してください。

- 法令や公序良俗に反する場合や、取り組みの趣旨に適さない場合など、市が不相当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- 当該施設が指定基準を満たさなくなった場合は、指定を取り消す場合があります。
- クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについては、市による財政的な支援はありません。